

外国の方の免許証確認

1. パスポート＋国際免許証（ジュネーブ条約）

①18歳以上であることを確認

※自国の運転可能年齢が18歳未満でも日本では運転不可能です

②パスポートにて入国日を確認

⇒入国してから1年以内が条件（再入国の場合、再入国日から）

※日本在住の場合は地域によって条件異なります

※インドネシア、ミャンマー、ブラジル、ベトナムは非締結国のため注意



国際免許証



2. パスポート＋自国の外国免許証＋翻訳文

①18歳以上であることを確認

※自国の運転可能年齢が18歳未満でも日本では運転不可能です

②パスポートにて入国日を確認

⇒入国してから1年以内が条件（再入国の場合、再入国日から）

③翻訳文の発行元を確認

⇒翻訳文は運転免許証を発効した国の大使館・領事館などや、日本のJAF、台湾の免許証の場合は亜東関係協会が発行したものに限られます



中国の免許証に関して

中国の免許証では **基本的にNG**

→ **ウィーン条約**に基づく中国の免許証は
日本では有効ではないため



香港/マカオ/台湾の方は、以下のものを
確認できれば運転可能です

香港・マカオ

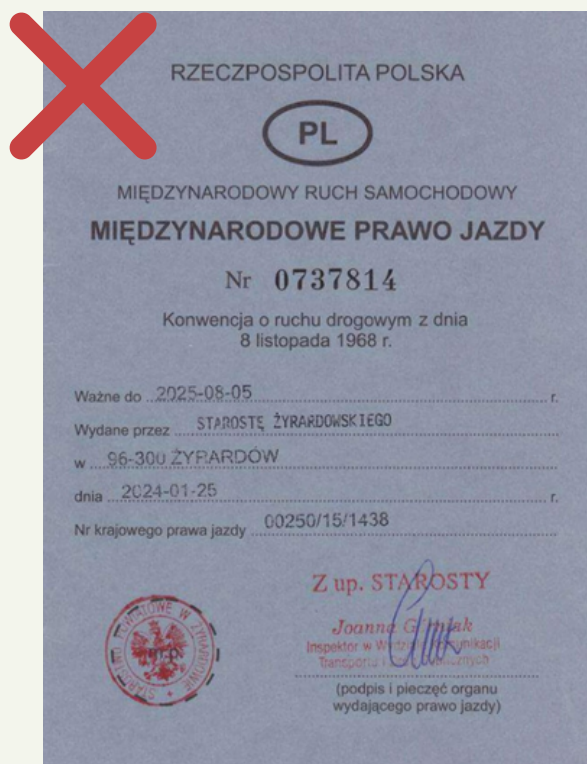
1. パスポート
2. 国際免許証
(**ジュネーブ条約**)

台湾

1. パスポート
2. 自国の外国免許証
3. 外国免許証の翻訳文



ジュネーブ条約の免許証
(香港・マカオで発行)



ウィーン条約の免許証
(中国本土で発行)